

河川愛護活動支援事業について

1 事業概要

豊かな自然と共に生きる長野県を目指し、自然と人が共生する豊かな環境づくりを実現するため、当該事業を通じて、住民参加と協働による河川の維持管理と環境保全活動を推進するものであります。

長野県では平成24年度より、河川愛護活動と河川アダプトプログラム活動への支援方法を統一し、河川愛護活動支援事業として住民の皆様が行う河川敷の草刈りや清掃などの活動を支援しています。

2 事業内容

河川愛護活動支援事業内容	
創設年度	平成24年（前事業は昭和45年）
対象	県管理の一級河川
活動内容	草刈り、ゴミ拾い等の美化活動 アレチウリ等、外来植物の駆除
参加方法	団体登録申請書を提出する登録制（*1）
参加団体例	行政区、老人クラブ、小中学校、企業、地域ボランティアなど概ね10名程度以上で組織する各種団体
報償費	通信費、軍手代、草刈り機等借り上げ費などの河川愛護活動にかかわる必要経費の一部を、活動実績に応じて活動団体へ現金支給（*2）
傷害保険	対 象；活動中に被った傷害 内 容；死亡・後遺傷害 100万円 入院 1,500円/日 通院 1,000円/日

3 佐久市活動実績

平成24年度 活動団体 80団体（団体登録数97）
活動回数 162回 活動のべ人数 10,373人

*1 現在活動をしている、従来の河川愛護活動団体（97団体）は団体登録申請書の提出は不要です。

*2 12月上旬までに団体登録申請書を提出し、活動実績を報告すれば報償金交付の対象となります。なお、活動実績の報告書は佐久市土木課管理係に提出となります。